平成２１年３月３０日
東 北 地 方 整 備 局

まちづくり計画策定担い手支援事業の助成対象事業主体の募集開始について

～地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援～
～重点密集市街地では１００%補助～

国土交通省では、「まちづくり計画策定担い手支援事業」について、平成２１年度の募集を開始しました。
本事業は、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地権者やまちづくりNPO法人など、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助するものです。

○　国土交通省では、平成19年度に、市街地の整備改善につながる都市計画の提案の促進を図るため、地域におけるまちづくりの担い手が、自ら主体となって地区計画等の都市計画の素案を作成するために必要な経費を補助する「まちづくり計画策定担い手支援事業を創設しました。
　助成団体は公募により選定しており、平成21年度は、4月1日（水）から4月30日（木）まで募集を行います。

○　Ｈ２０年度は、全国で２２件の応募申請があり、その中から２０件を採択しました。（詳細は下記ＨＰ参照）
　東北では、Ｈ１９年度に青森市の新町一丁目地区が採択されています。

～　詳しくは国土交通省HP（http://www.mlit.go.jp/crd/city/plan/index.htm）をご覧下さい　～
国土交通本省で同時発表しています。

＜発表記者会：宮城県政記者会、東北電力記者会、東北専門記者会＞

〈 問い合わせ先 〉
国土交通省　東北地方整備局　建政部
電話　０２２（２２５）２１７１

都市・住宅整備課　課　　長　堂薗（どうその）　洋昭（内線6161）
課長補佐　横山　真幸（内線6162）

＜事業概要＞

（1）事業主体：地権者組織　等（専門知識が十分ではなく、調査や提案素案作成を委託する必要がある団体）

（2）対象地域：以下の①②の要件を満たす地域

① 都市計画区域内の 0.5ha 以上の地区

② 国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区

- 密集市街地（全国で約 25,000ha）
- 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画における重点区域
- 都市再開発法第2条の3第1項第2号及び第2項地区
- 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- 上記予定区域

（3）補助対象：地区計画等都市計画の提案素案の作成及びそのための調査等を専門家に依頼するのに要する費用（委託費）

（※「都市計画の提案素案の作成」は必須項目です。）

- 基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査、市街地環境の調査等）
- 地区診断（地域課題の抽出、建築規制等の導入効果分析等）
- 都市計画の提案素案の作成

（4）補助率：100%補助（重点密集市街地）

50%補助（重点密集市街地以外の地域）

（5）補助限度額：5百万円／ha（事業費ベース）

（※ただし、重点密集市街地については、1地区あたり20百万円を限度とします。）

（6）平成21年度予算：170百万円（国費）

＜平成21年度募集スケジュール＞

平成21年4月1日（水）　募集開始

平成21年4月30日（木）　募集締切

平成21年6月中旬　助成対象事業主体の選定

まちづくり計画策定担い手支援事業

平成２１年度助成対象事業主体募集（４月１日～４月３０日）

～　地権者組織等による都市計画の提案素案作成費用を国が支援　～

～　重点密集市街地では１００％補助　～

本事業を活用し、地域の方々が自ら主体となって、地域の現状把握や課題の分析、目指すべき防災性や住環境の検討など専門的な検討を行い、市街地の整備改善に有効な地区計画素案を取りまとめて建築物の自律的な建替え等が促進されることにより、密集市街地等の整備改善が進むことが期待されます。

【事業主体】：地権者組織　等
【募集期間】：平成２１年４月１日～平成２１年４月３０日
【対象地域】：以下の①②の要件を満たす地域
①都市計画区域内で0.5ha以上の地区）
②国策として整備改善を進めるべき以下のいずれかの市街地内の地区
- 密集市街地（25,000ha）
- 中心市街地活性化法による認定基本計画区域
- 都市再生特別措置法による都市再生緊急整備地域
- 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律による歴史的風致維持向上計画の重点区域
- 都市再開発法第２条の３第１項第２号及び第２項地区
- 密集市街地整備法による防災再開発促進地区
- 上記予定区域

【補助対象】：地区計画等都市計画の提案素案の作成に要する費用（委託費）

まちづくり計画策定担い手支援事業による助成

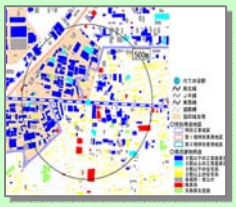
※助成費は地権者組織等からコンサルタントへ委託する費用のみです。
地権者組織等の運営費、自ら行う場合の調査費は含まれません。

①基礎調査（土地利用・建築物に関する現況調査等）

■現地調査

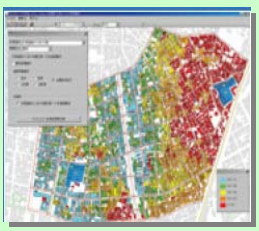


■調査結果のとりまとめ

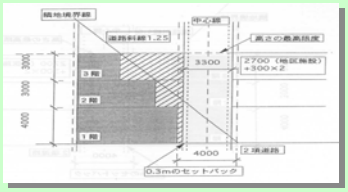


②地区診断（現況調査等の資料解析等）

■地区の課題の整理　■市街地の防災性評価

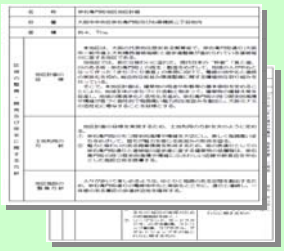






■模型等を使った 計画内容のスタディ
■地区計画による規制緩和 後の地区イメージの作成等

③地区計画等の都市計画提案のための素案作成





【補助率】：１００％補助（重点密集市街地）
５０％補助（重点密集市街地以外の地域）
【補助対象限度額】：500万円／ha（事業費ベース）
（ただし、重点密集市街地については、１地区当たり2,000万円を限度）
【問い合わせ先】：国土交通省　東北地方整備局　都市・住宅整備課
TEL：０２２-２２５-２１７１（内線６１６１、６１６２）